

令和2年度
科学技術分野の文部科学大臣表彰
推薦事務要領

令和元年5月
文部科学省研究振興局

目 次

1. 科学技術分野の文部科学大臣表彰	1
2. 科学技術分野の文部科学大臣表彰各賞の概要	4
(1) 文部科学大臣表彰科学技術特別賞	4
(2) 文部科学大臣表彰科学技術賞	5
申請書類様式	13~44
○ 候補調査書「開発・研究・技術」部門（様式科技 1）	13
○ 候補調査書「科学技術振興」部門（様式科技 2）	21
○ 候補調査書「理解増進」部門（様式科技 3）	32
○ 候補調査書付属資料「特許・実用新案一覧」（様式科技 4）	37
○ 候補調査書付属資料「研究論文一覧」（様式科技 5）	38
○ 候補調査書付属資料「研究論文・著書一覧」（様式科技 6）	39
○ 候補調査書付属資料「講演一覧」（様式科技 7）	40
○ 候補調査書付属資料「新聞等掲載状況一覧」（様式科技 8）	41
○ 履歴書（様式科技 9）	42
○ 候補者推薦書（様式科技 10）	43
○ 候補者一覧表（様式科技 11）	44
(3) 文部科学大臣表彰若手科学者賞	45
申請書類様式	48~60
○ 候補調査書（様式若手 1）	48
○ 候補調査書「主要業績」（様式若手 2）	50
○ 候補調査書「論文・特許・実用新案等一覧」（様式若手 3）	53
○ 履歴書（様式若手 4）	56
○ 候補者推薦書（様式若手 5）	58
○ 候補者一覧表（様式若手 6）	59
○ 若手科学者賞推薦状況男女構成確認表（様式若手 7）	60
申請書類記載要領	61
申請分野分類表（別表）	67
(4) 文部科学大臣表彰創意工夫功労者賞	69
申請書類様式	71~74
○ 候補者調査書（様式創工 1）	71
○ 候補者一覧表（様式創工 2）	74
(5) 文部科学大臣表彰研究支援賞	75
申請書類様式	80~91
○ 候補調査書（様式支援 1）	80
○ 候補調査書付属資料「特許・実用新案一覧」（様式支援 2）	86
○ 候補調査書付属資料「研究論文・著書一覧」（様式支援 3）	87
○ 候補調査書付属資料「講演一覧」（様式支援 4）	88
○ 候補調査書付属資料「新聞等掲載状況一覧」（様式支援 5）	89
○ 履歴書（様式支援 6）	90
○ 候補者一覧表（様式支援 7）	91
3. 科学技術分野の文部科学大臣表彰の事務の流れ	92
科学技術分野の文部科学大臣表彰 推薦様式一覧表	93
科学技術分野の文部科学大臣表彰 推薦様式提出部数一覧表（若手科学者賞除く）	94
科学技術分野の文部科学大臣表彰 推薦様式提出方法一覧表（若手科学者賞）	95

1. 科学技術分野の文部科学大臣表彰

1. 目的

この表彰は、科学技術に関する研究開発、理解増進等において顕著な成果を収めた者について、その功績を讃えることにより、科学技術に携わる者の意欲の向上を図り、もって我が国の科学技術水準の向上に寄与することを目的とする。

2. 表彰の種類及び対象について

科学技術分野の文部科学大臣表彰の種類及び表彰対象は、「科学技術分野の文部科学大臣表彰規程（平成16年6月8日文部科学大臣決定）」（以下、「表彰規程」という。）に定められた要件に該当するものとする。（3頁参照）

なお、文部科学大臣表彰科学技術特別賞、科学技術賞研究部門及び若手科学者賞においては、海外を拠点に研究活動等を行っている日本人研究者も含む。ただし、日本国籍を有するものに限る。

3. 候補者の留意点

- (1) 文部科学大臣表彰科学技術賞、若手科学者賞、創意工夫功労者賞及び研究支援賞については、同一の業績により、すでに国家栄典（叙勲、褒章）及び文部科学大臣表彰科学技術賞（科学技術功労者等の文部科学大臣賞又は科学技術庁長官賞を含む）を受けているものがある場合は、表彰対象としない。
- (2) 対象となる業績は1件のみとすること。
- (3) 文部科学大臣表彰科学技術賞（研究部門を除く。）の対象となるグループとは、1グループ5名以内（個人）とする。
- (4) 科学技術賞研究部門の対象となるグループとは、1グループ3名以内（個人）とし、かつ、本業績に対する各人の貢献度が同程度のものとする。
- (5) 文部科学大臣表彰若手科学者賞は表彰される年度の4月1日現在において40歳未満の研究者とする。また、文部科学大臣表彰若手科学者賞については、過去に若手科学者賞を受賞している者への重複した表彰は行わない。
- (6) 文部科学大臣表彰創意工夫功労者賞の対象となるグループとは、1グループ3名以内（個人）とし、かつ5年以内に当該表彰を受けていないこと。また、表彰される年度の4月1日現在において同一の会社に5年以上継続して勤務していること。
- (7) 文部科学大臣表彰研究支援賞の対象となるグループとは、1グループ5名以内（個人）とする。
- (8) 候補者（所属機関も含む）は、訴訟が係争中、公正取引委員会による取り調べ、不祥事の報道がなされるなどのことの無い大臣表彰を受賞するにふさわしい者であること。

4. 候補者の推薦について

- (1) 文部科学大臣表彰科学技術賞、若手科学者賞、創意工夫功労者賞、研究支援賞の推薦については、文部科学省研究振興局長が推薦依頼を行った機関が行うものとする（機関推薦）。
- (2) 海外を拠点に研究活動等を行っている日本国籍を有する者について、文部科学大臣表彰科学技術賞研究部門又は若手科学者賞に推薦する場合は、機関推薦にかかわらず機関の長（個人として）、部局長又はこれらに準ずる者からの推薦も可能とする（個人推薦）。ただし、3名の推薦書を提出すること。
- (3) 同一人物の重複推薦を避けるため、他機関に所属する者を推薦する場合は、事前に当該機関の了解を得ておくこと。
- (4) 文部科学大臣表彰科学技術特別賞については、文部科学省に設置された科学技術分野の文部科学大臣表彰審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において随時、選定するものとし、推薦は受け付けていない。

5. 推薦手続き

- (1) 申請書類についての責任は、推薦機関及び推薦者にあるので、推薦に際しては、指定された

- 申請書類を所定の様式に従って責任を持って作成し、提出すること。
- (2) 申請書類等について、本要領の記載事項ならびに所定の様式を満足しない場合又は、不実、虚偽の記載の事実等があった場合は、審査の対象から除外する。
6. 審査について
- (1) 審査委員会において審査・選定を行い、その過程については非公開とする。
- (2) 文部科学大臣表彰科学技術賞については、審査委員会の審査・選定の過程で推薦時の部門にかかわらず部門を変更して審査・選定を行うことがあり得る。
- (3) 審査委員会における審査・選定に当たっては、必要な書類等の提出を求める場合がある。
7. 被表彰者の決定について
- 被表彰者は、審査委員会における審議結果を尊重して、文部科学大臣が決定する。
8. 表彰の時期について
- 表彰の時期は、原則として科学技術週間中（4月）に表彰状及び副賞を授与してこれを行う。ただし、文部科学大臣表彰科学技術特別賞については、随時表彰を行う。
9. 被表彰者の取り消しについて
- 被表彰者としてふさわしくない非行行為及び被表彰者に係る提出書類に不実、虚偽の記載の事実等が判明した場合、被表彰の決定を取り消す。

科学技術分野の文部科学大臣表彰一覧

表彰の種類	表彰対象等	表彰式等	推薦期限
科学技術特別賞	イ 科学技術に関する研究開発において特に優れた成果を収めた個人又はグループ ロ 科学技術に関する国民の関心及び理解の増進に著しく寄与する活動を行い、又は顕著な研究業績をあげた個人又はグループ	随時	
科学技術賞			
①開発部門	我が国の社会経済、国民生活の発展向上等に寄与する画期的な研究開発若しくは発明であって、現に利活用されているものを行った個人若しくはグループ又はこれらの者を育成した個人（30件程度）	科学技術週間中（4月）	令和元年 7月25日（木）
②研究部門	我が国の科学技術の発展等に寄与する可能性の高い独創的な研究又は発明を行った個人又はグループ（40件程度）	〃	〃
③科学技術振興部門	研究開発の社会的必要性に関する研究等の分野において、科学技術の振興に寄与する活動を行い、顕著な功績があったと認められる個人又はグループ。（10件程度）	〃	〃
④技術部門	中小企業、地場産業等において、地域経済の発展に寄与する優れた技術を開発した個人若しくはグループ又はこれらの者を育成した個人（40件程度）	〃	〃
⑤理解増進部門	青少年をはじめ広く国民の科学技術に関する関心及び理解の増進等に寄与し、又は地域において科学技術に関する知識の普及啓発等に寄与する活動を行った個人又はグループ（20件程度）	〃	〃
若手科学者賞	萌芽的な研究、独創的視点に立った研究等、高度な研究開発能力を示す顕著な研究業績をあげた若手研究者個人（100人程度）	〃	〃
創意工夫功労者賞	優れた創意工夫によって職域における科学技術の進歩又は改良に寄与した個人又はグループ（500人程度）	科学技術週間中（4月）に各推薦機関から伝達	令和元年 9月26日（木）
研究支援賞	<u>科学技術の発展や研究開発の成果創出に向けて、高度で専門的な技術的貢献を通じて研究開発の推進に寄与する活動を行い、顕著な功績があったと認められる個人又はグループ（10件程度）</u>	科学技術週間中（4月）	令和元年 7月25日（木）

(4) 文部科学大臣表彰創意工夫功労者賞

表彰対象

1. 創意工夫功労者賞は、鉱工、農林、水産、運輸、通信、建設、保健衛生、電力ガス等の業務に従事する勤労者のうち、工場等における職長以下の工員、農林水産業従事者、医療補助者、研究所における研究補助員、技能職員及びこれと同程度の者であって、優れた創意工夫によって各職域における技術の改善向上に貢献した者を表彰する。
2. 創意工夫功労者賞は、以下の要件に該当する者を対象とする。
優れた創意工夫によって職域における科学技術の進歩又は改良に寄与した個人又はグループ

1. 企業や公設研究所等における管理者や主任研究員等に対しては、国家的表彰、あるいは民間科学技術振興団体の表彰が種々行われているが、工員、研究補助員等に対する表彰は、一般に企業等の内部表彰として行われているにすぎない。

しかし、優れた科学技術はトップレベルの技術関係者のみによって達成されるものではなく、各々の分野において、実際に工場等の現場で創意工夫に努力している関係者の幅広い基盤があってこそ、高水準の技術が生まれ育っていくものと考えられる。本表彰制度は、こうした観点から企業体等において、職場で実際に創意工夫を行い、科学技術振興の基盤づくりに貢献している者を対象として昭和35年から行っているものである。

2. 表彰対象について

- * 1 創意工夫の内容については、候補者の職域における創意工夫（発明・考案に限らず、広く技術などの改良・改善を含む）によって、例えば飛躍的な作業能率の向上、製品の品質の向上、コストの大幅な削減、未利用資源の活用、作物の増収、品種改良、傷害防止、公害、災害の防止など職域での技術等の改善向上に貢献した社内表彰等の受賞歴を有するなど実績顕著なものとする。従って、単なる永年勤続者、精勤者等は対象とはならない。
- * 2 年齢制限については設けない。ただし、表彰年度の4月1日現在で同一会社に継続して5年以上勤務していることを要する。
- * 3 候補者の学歴については、原則として高等学校卒業以下を対象とする。ただし、短大、高等専門学校及び文化系の大学卒業者も対象とする。なお、就業中に夜間の大学（理工系）を卒業した者についても対象とする。
- * 4 候補者は人格に著しい欠陥のない者であること。
- * 5 異なった業績による場合であっても、5年以内における同一人の重複した表彰は行わない（本年度は、平成27年度以降の当該表彰受賞者は対象とならない）。
- * 6 1業績3名以内（個人）とする。
- * 7 候補者の職場における地位上の制限については、工場などにおける職長以下（部下に対して管理権を持たない〔管理職手当を支給されていない〕者であれば、課長名の職でも可）の工員、農業従事者、医療補助者、研究所における技能職員、及びこれと同程度の者までとする。

(*7に関する補足説明)

- ・ 鉱工、農林、水産、運輸、通信、建設などに関する工場、事業場（農場、牧場などを含む）に勤務する勤労者の場合は、職長、班長、工員、作業員、運搬員、配達員などであって職長以下の地位にある者。
- ・ 保健、衛生の業務に従事する勤労者の場合は、例えば病院、診療所、医療研究機関などにおける看護師、助産師、保健師、衛生検査技師、歯科衛生士、歯科技工士、栄養士、診療エックス線技師、研究用実験動物の飼育などに従事する医療補助者を対象とする。

- 各種研究所、試験場、学校等における勤労者にあつては、例えば、研究用機器の運転、手入れ、研究用資料の整備、調整、制作、研究用機器の作成、研究成果の製表、圃場の整理、研究用動植物の育成等の業務に従事する技能職員を対象とする。
- 中小企業において職制が明瞭でない場合には、経営者以外であれば一応該当者とする。
- 小規模企業（従業員20名以下）、家族労働者を含む程度の個人企業例えば農業従事者、大工、左官などの事業の場合は経営者自身も対象としてよい。

3. 推薦機関における候補者の選考にあたっての注意事項

各推薦機関における候補者の選考にあたっては、それぞれ以下の点に留意すること。

▪ 中央省庁

候補者は、各省庁所属の団体（研究所、学校、試験場、病院、工場、事業場、特殊法人、元公社（NTT、JR、JT）、独立行政法人等（ただし大学を除く））の職員であること。

▪ 都道府県

候補者は、各都道府県内に所在する工場、事業場、病院、研究所、学校等に勤務する勤労者であること。（候補者の現住所と工場等の所在する都道府県が異なる場合には、その工場等の所在する都道府県において推薦すること。）

ただし、中央省庁所属の団体（研究所、学校、試験場、病院、工場、事業場、特殊法人、元公社（NTT、JR、JT）、独立行政法人等（ただし大学を除く））に属する者については、これらを主管する省庁から推薦されるので選考の対象から除外すること。

▪ 退職等

候補者は、表彰年度の4月1日現在において、推薦時点での表彰対象となる職場における地位上の制限を満たす企業等の職員である必要があるため、退職予定の者や地位の変更等が見込まれる者は推薦しないこと。

▪ 候補者数の上限

候補者の数は、同一事業所等から10名以内とすること。（事業所とは、労働基準法における事業場に準ずる。）

4. その他

- 候補者調査書に含まれる個人情報については、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき管理し、本表彰審査のために利用します。
- 受賞者の氏名・年齢、所属、業績名等は公表されますので予め承知願います。

○文部科学大臣表彰創意工夫功労者賞申請に必要な書類等

文部科学大臣表彰創意工夫功労者賞への申請に際しては、以下の書類を指定の様式に従い作成のうえ提出すること。

(1) 候補者調査書（1部）

様式創工1（71～73ページ）に従い作成すること。

(2) 候補者一覧表（1部）

様式創工2（74ページ）に従い作成すること。

(3) 戸籍抄本（1部）

- 戸籍抄本は平成31年4月1日以降に発行されたものを提出すること。
- 個人番号（マイナンバー）の記載のない住民票でも可。
- B5サイズの戸籍抄本や住民票の場合には、A4用紙にのり付けすること。
また、B4サイズの場合には、適当な位置で折り、A4用紙に左横のり付けすること。

(4) 申請書類チェックリスト（推薦機関で1部）

◎本様式中、破線枠については書類作成上の注意事項であり、実際の申請資料には記載しないこと。
 ・本資料に不実または虚偽の記載、もしくは様式に対し適正な記載がされていない等の推薦案件については、審査の対象から除外する。
 ・本資料は、別紙「調査書記入上の注意」に従い、A4縦用紙（フォントサイズ 10.5pt 以上）で作成すること。（手書き・両面印刷不可。）

様式創工 1

創意工夫功労者賞 候補者調査書

(推薦機関記入欄)		推薦都道府県名
推薦順位	位	推薦省庁名 ()

1. 業績名

--

2. 候補者について

候補者氏名・年齢・性別	ふ り が な (〇〇歳) (男) ※表彰年度の4月1日現在の満年齢を記載
生 年 月 日	〇〇〇〇年 〇〇月 〇〇日生 ※以下西暦で記載
候補者の現住所	〇〇県〇〇市〇〇町 1-1
最 終 学 歴	〇〇〇〇年 都・道・府・県立 学校 科卒業
候補者の人格	

3. 候補者の勤務先について

候補者勤務先名称			
現在の勤務上の地位	〇〇職長 (〇〇相当)		
入社(勤務)年月	〇〇〇〇年 〇〇月 (計 〇〇年〇〇月) ※表彰年度の4月1日現在の勤務年数を記載		
勤務先の概要	名 称	当工場事業所等の従業員数	人
	所 在 地	全従業員数	人
	事 業 概 要	資 本 金	円

4. 社内表彰等及び本賞の受賞歴

受賞年月日	表彰名	表彰主体	受賞者
〇〇〇〇年 〇〇月〇〇日	優良社長賞 「〇〇〇〇の考案」	(株)〇〇	本人
〇〇〇〇年 〇〇月〇〇日	〇〇賞 「〇〇〇〇の考案」	(財)〇〇法人	本人 企業

5. 創意工夫の内容について

①業績名

②創意工夫の内容【(1)背景（作業等の全体のイメージを含む）・着眼点、(2)科学的・技術的な要素を含む考案点、改良点を具体的に、分かりやすく記載すること。】

③創意工夫の実績【職場の能率の向上、製品の増大、コストの引き下げ、未利用資源の活用、資材の節約、災害防止等に役立った実績を極力数値化して記載すること。】

1. 様式創工1「創意工夫功労者賞候補者調査書」について、同一の業績に対し複数（3名以内）の候補者がいる場合、様式1枚目は全ての候補者について作成し、2枚目は複数の候補者の共通資料として1部のみ作成すること。
2. 「推薦順位」欄については、各省庁、都道府県の担当部署で記入すること。
3. 「業績名」欄に記載する業績名については、文部科学大臣表彰に相応しい表現かつ当該創意工夫の内容を的確に表すものとする。また、語尾は「考案」、「改良」、「改善」の3種から選択することとし、文字数は語尾を含めて合計23文字以内とすること。なお、原則として業績名には商標、商品名、会社名及び句読点等（（ ）「 」・、。）を使用しないこと。
4. 候補者氏名には、ふりがな（ひらがな）を付すこと。候補者氏名は、戸籍に記載されている旧姓も使用可とする。
5. 候補者の年齢は、表彰年度の4月1日現在の満年齢を記載すること。
6. 「最終学歴」欄について、学校名称が制度改正等で変わった場合は、現在名をカッコ書きで付記すること。（例： 京都府立一中（洛北高校）のように記載。）
7. 「候補者の人格」欄については、候補者の人格信用状況等を簡潔に記載すること。
8. 「候補者勤務先名称」欄について、株式会社は（株）と記載すること。（例：○○○（株）○○○工場）
9. 「現在の勤務上の地位」欄については、例えば『○○○工場（株）製造課○○職長』のように具体的に記載すること。なお、候補者の勤務上の地位が一般的な職名でない場合には、カッコ書きで「～相当」として一般的な職名（係長、職長、班長、係員等）で示すこと。
10. 「入社（勤務）年月」欄について、カッコ書きで表彰年度の4月現在までの通算勤務年数を記載すること。
11. 「事業内容」欄については、候補者の勤務する工場、事業場等の事業内容を具体的に、かつ簡単に記載すること。
12. 「社内表彰等及び本賞の受賞歴」欄については、本件業績に関わるものについて、現在までに知事あるいは直轄上司、その他から表彰された経歴があるとき、その主なものについて受賞年月日、表彰名称等を記載すること。
13. 「創意工夫の内容」欄については、(1)背景（作業等の全体のイメージを含む）・着眼点、(2)科学的・技術的な要素を含む考案点、改良点を具体的に、分かりやすく、かつ1ページに納まるように記載すること。
14. 「創意工夫の実績」欄については、当該創意工夫によって、その職場の能率の向上、製品の増大、コストの引き下げ、未利用資源の活用、資材の節約、災害防止等に役立った実績を極力数値化して記載すること。
15. 補足資料を添付する場合（様式任意）は、必ず上部に業績名を記載し、3ページ以内の範囲で添付すること。

